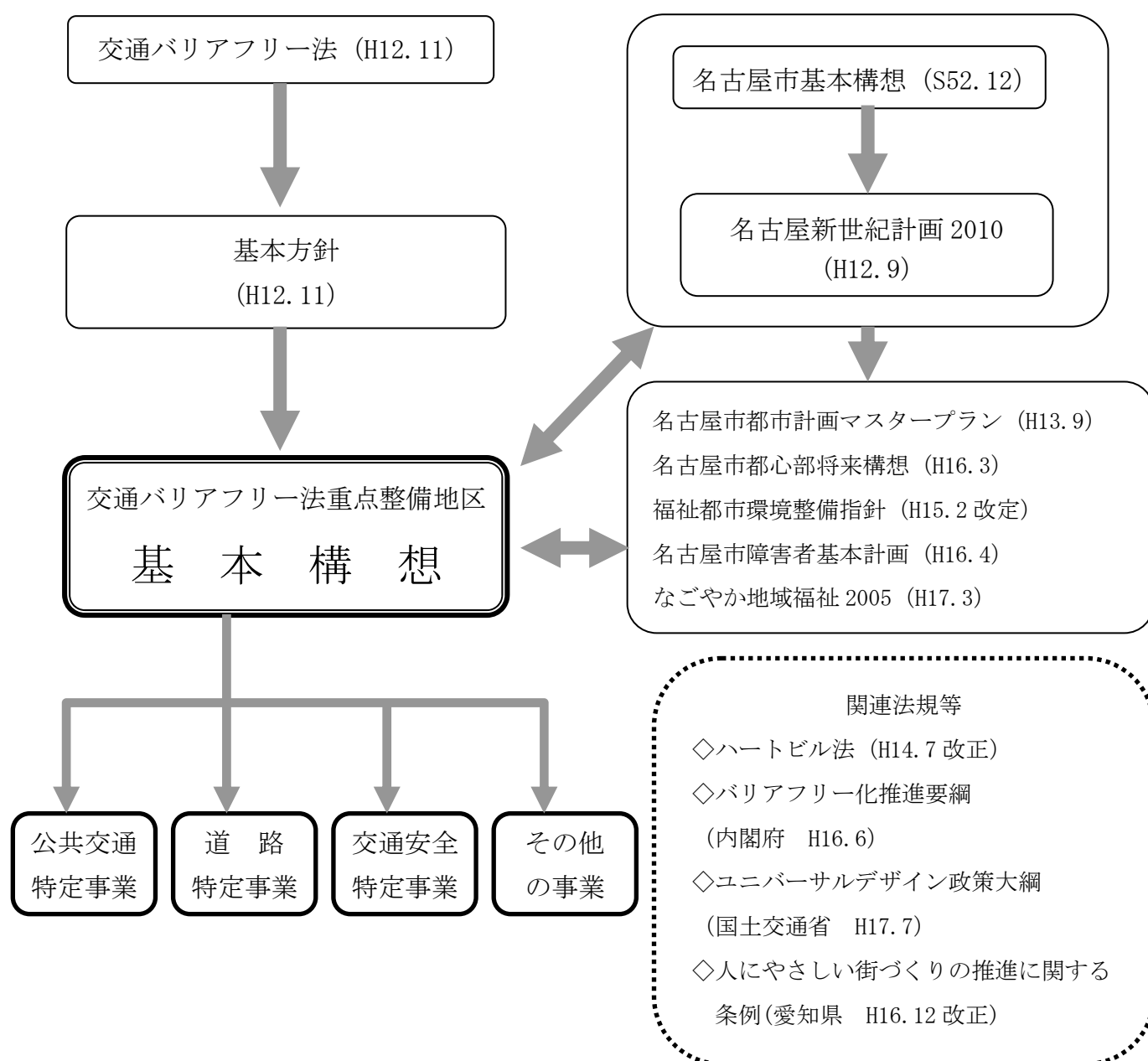


Ⅱ. 基本構想の位置づけと策定体制

1. 基本構想の位置づけ

平成 12 年に施行された「交通バリアフリー法」では、地域の重点的・一体的なバリアフリー化の推進は市町村主導で実施するものとされ、バリアフリーなまちづくりのあり方を、市民や各種事業者具体的に示すことが求められている。

本基本構想は、関連法規に基づくとともに、「市基本構想」、「名古屋新世紀計画 2010」及び「福祉都市環境整備指針」等に即し、重点整備地区における旅客施設（公共交通機関）並びに周辺の歩行者空間（道路等）を対象としたバリアフリー整備の方策を明らかにするものである。



2. 上位・関連計画等

(1) 福祉のまちづくりに関連する計画

計画名	概 要
名古屋新世紀計画 2010	◇市がめざすべき 8 つの都市像のなかに「福祉・安全都市」を位置づける。 ※ また、部門別計画の「市街地整備」においても、総合的な交通政策の推進としてバリアフリー化の推進を課題としている。
名古屋市都市計画マスタープラン	◇人にやさしく安全で快適な交通体系の形成 ・魅力あふれる歩行者空間づくり ・交通安全対策の推進 ・公共交通機関などのバリアフリー化の推進
名古屋市都心部将来構想	◇都心まちづくりの基本方針 ・歩いて楽しい空間づくり ・人や環境へのやさしさづくり ◇土地利用ビジョン ・人の流れ・溜まりを生み出す空間整備 ◇交通ビジョン ・人にやさしい高質な都市空間の形成
福祉都市環境整備指針	◇福祉のまちづくりの基本理念 ①人間性が尊重された生き生きとしたまち ②人にやさしい安全・快適環境のまち ③共に生き、共に築く魅力的なまち ◇福祉のまちづくりの推進方策 ①福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり ・パートナーシップによるまちづくり整備 ・当事者らによる検証システムの確立 ・「福祉のまちづくり推進委員会」を中心とした事業の進行管理 ②都市施設整備の推進 ・総合的かつ面的な整備の展開 ・公共的建築物、道路、公園、公共交通機関の整備 ・関連事業の推進とその成果の活用 ③心のバリアフリーの推進 ・広報・啓発の推進 ・研修事業・教育施策との連携 ・地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援

名古屋市障害者基本計画	◇「障害者基本法」に基づく、本市の市町村障害者計画。 ①障害と障害者に対する市民の正しい理解の促進 ②障害者の地域生活や生活設計の支援 ③共に生きる地域づくりの推進 ・福祉環境整備の促進 ＊すべての人が利用しやすい都市環境整備の促進 ＊ハード整備を補完する「人による援助」の充実 ＊移動円滑化のための面的な整備の推進 ④社会参加の支援と推進
なごやか地域福祉 2005	◇様々な生活課題にきめ細かく対応するため地域全体で取り組む“「仕掛け」と「仕組み」づくり”と“福祉サービスを利用しやすい環境づくり”の促進 ①共通認識づくり ②新たな担い手の育成、新たな体制づくり ③福祉サービスが活かされる地域づくり ～利用しやすい福祉の環境づくり～ ・福祉サービスのきめ細やかな提供 ・ユニバーサルデザインの視点に立った都市環境整備

(2) 栄・久屋大通駅地区の整備に関連する計画

計画名	概 要
名古屋新世紀計画 2010	◇教育館の改築をすすめるとともに、栄角地の開発についても検討を進める。さらに、都市景観の整備などにより、活気と魅力にあふれた交流空間の形成をすすめる。
名古屋市都市計画マスタープラン	◇都心域ゾーン／広域交流拠点としての都心核 ビル建替えや再開発手法により土地利用の高度化と機能更新を適正に誘導し、商業・業務、サービスなどさまざまな機能を集積、都心機能の強化に務める。併せて、土地の高度利用、機能の複合化などにより、利便性を生かした都心居住を促進し、定住人口の確保に努める。
名古屋市都心部将来構想	◇栄周辺地区 魅力ある豊かな空間に人々が集い栄える交流都心 ・栄シンボル軸構想 豊かな公共空間の活用による魅力形成 ・栄交流コア構想 求心力のあるシンボリックな空間形成と交流機能の強化 ◇広小路通・錦通地区 人々が行き交う「広ブラ」復活にぎわい連携都心 ・広小路ルネサンス構想 歩く楽しさと地上のにぎわいの復興
都市景観整備地区の指定	◇都市景観整備の基本目標 〈久屋大通都市景観整備地区〉 ・名古屋の顔にふさわしい都心の核となるまちづくり ・活気と賑わいとやすらぎのあるまちづくり ・誰もが住みたくするような暖かみと親しみのあるまちづくり ・市民と市の共同作品となる一体的・総合的なまちづくり 〈広小路・大津通都市景観整備地区〉 ・名古屋の中心的商業地として、にぎわいと活力のあるまちをつくる。 ・歩いて楽しむことのできる、親しみとふれあいのあるまちをつくる。 ・活発な都心文化活動や、多様な交流が展開されるような活気に満ちた魅力あるまちをつくる。 ・名古屋の中心部を東西及び南北に貫く都市の骨格にふさわしいわかりやすいまちをつくる。 ・歴史的財産を継承した文化と情報に満ちたまちをつくる。
名古屋市地下街基本方針	◇地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上を図る。 ※ 地下街の新增設、地下街とビル地下との接続のほか、公共地下歩道や店舗整備の要件などについて技術的基準を示す。
名古屋市地下空間サイン整備ガイドライン	◇地下空間を利用する歩行者にとって分かりやすい案内、地下空間全体における統一的かつ連続的なサインシステムの構築を図る。 ※ 地下街における公共地下歩道等を通行する歩行者が円滑に移動できるよう、望ましい整備内容を示す。

3. 構想策定のための視点

基本構想の策定にあたっては、「交通バリアフリー法」の理念に基づいて次の視点に立つものとする。

◆ 歩行者優先のまちづくり（まちの回遊性を高める）

高齢者や障害者等の社会参加とその活動の自由を保障するため、ハード・ソフトの両面からだれもが使いやすく、移動しやすい歩行者空間ネットワークをめざす。

◆ 市民・関係事業者等との連携（パートナーシップによるまちづくりを進める）

公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と十分に協議し、各機関の協力を得ることはもとより、地区に関連する各種整備計画や事業との連携を図る。

◆ 市民参画の原則（ユーザーの視点を尊重する）

公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者、地元住民等の参画を進めることにより、多様な利用者の意見を十分に反映させるように努める。

4. 策定体制

本市では、市民利用者の意見を反映させるとともに関係事業者との協議を進めるために、次に示す「名古屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会」及び「栄・久屋大通駅地区基本構想策定調整会議」を設置し、検討を行った。

